

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和51年5月に結婚するまで、国民年金の加入手続及び保険料の納付について、父に一任していた。結婚後に義母から「結婚前の保険料は納付してあった。」と聞いたことがあるので、父がきちんと納付してくれていたと思っている。申立期間前後の記録は納付済みであるため申立期間が未納であったとは考えられないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月15日に払い出されていることが確認できるとともに、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間前の48年4月から49年3月までの期間の保険料は50年6月27日に遡って納付していることが確認できることから、申立人の父親は、この頃申立人に係る国民年金の加入手続を行ったと考えられ、この時点において、申立期間の保険料を納付することは可能である。

また、申立人の母親は、「申立期間当時、国民年金の加入手続や保険料の納付については、全て亡くなった夫が行っていた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立期間当時に同居していた申立人の両親及び弟について、両親は国民年金制度発足当初の昭和36年4月からそれぞれが60歳に到達するまでの期間の保険料を完納しており、弟は20歳からの国民年金加入期間について未納は無いことが確認できることから、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親は納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和21年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年2月及び同年3月を130円、同年4月を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月1日から同年5月15日まで

昭和21年1月7日にA社に入社後、工場間の異動による転勤はあったが、59年10月1日まで継続して勤務した。申立期間の記録が無いということはあり得ない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する申立人の人事記録により、申立人が同社に継続して勤務し（A社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、C社は、「申立人と同期入社社員が昭和21年2月1日に、A社本社から同社D工場に異動した記録が残っているため、同日が異動日であったと考えられる。」としていることから、A社B工場における資格取得日を昭和21年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本社における昭和21年1月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、同年2月及び同年3月を130円、同社B工場における同年5月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、同年4月を600円（昭和21年4月に法改正に伴う標準報酬月額等級表の改訂あり）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は当時の資料が残っていないため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を保険出張所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和19年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月31日から19年2月1日まで
昭和17年10月に学校のあっせんでA社に就職し、19年2月に海軍に入隊するまで継続して勤務したため、18年1月31日に資格喪失となっているのは納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年10月2日から19年1月31日までA社に勤務し、その間、労働者年金保険に加入していたとしているが、健康保険労働者年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、18年1月31日に労働者年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立期間にA社で労働者年金保険の被保険者記録のある複数の同僚が、「昭和18年1月の前後に申立人の勤務形態に変更は無く、一貫して同じ仕事をしていた。」と証言している。

また、申立人は軍隊に入隊するためにA社を退職したのであり、入隊の直前まで同社に勤務していたと主張しているところ、上記同僚は、申立人は軍隊に入隊するまで同社に勤務していたと記憶しており、申立人の軍歴が昭和19年2月5日付けで海兵団に入団となっていることとも符合する。

さらに、上記同僚の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、自身が記憶している退職日とほぼ同時期となっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判

断すると、申立人は、申立期間において、労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和17年12月の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を保険出張所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで
B社から、年金記録の訂正手続きを行っていただきたいとの連絡があった。申立期間にA社で勤務していたことを証明する在籍証明書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された在籍証明書及び事業主の回答書から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和47年12月1日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の事業所別被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付する義務を履行したか否かについては、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和47年11月30日として届出を行ったことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 11 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月から 50 年 3 月まで

私は、20 歳になった時に自宅兼工場へ来た集金人から、国民年金へ加入するように言われた。

私の国民年金保険料は、兄の保険料と一緒に集金で納付しており、集金人は当初 A 氏であったが後に B 氏になったことを覚えている。

申立期間について、保険料を納付していたはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった昭和 39 年*月から定期的に集金で、国民年金保険料を納付していた。」と述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、50 年 4 月 11 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができ、この時点で申立期間のうち 48 年 1 月より前の期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、昭和 39 年 1 月から 47 年 4 月までの C 町に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査するも、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は「国民年金加入時から、兄と自分の二人分の保険料を集金人に納付していた。」と述べているが、申立人の兄のオンライン記録を見ると、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間について申請免除、同年 4 月から 42 年 3 月までの期間について未納、同年 4 月から 46 年 3 月までの期間について申請免除、同年 4 月から 53 年 3 月までの期間について納付と記録されており、申立人の兄が集金人に対して保険料を納付し始めたのは 46 年 4 月からと推認されることから、申立人の主張と符合しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月まで

私の年金記録を確認すると、申立期間が納付済みとなっておらず、抜け落ちているのが確認できた。しかし、年金は大事なので私は途切れないように注意しており、申立期間についても納付していたはずなので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 3 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金第 3 号被保険者となるまで、国民年金保険料を納付していたと述べているが、オンライン記録によると 59 年 1 月 5 日付けで国民年金被保険者資格を喪失後、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者となるまでの間に、夫が厚生年金保険被保険者の場合、その妻は任意加入被保険者となることから再度国民年金被保険者資格取得届を提出する必要があるところ、申立人が同届を提出し被保険者資格を再取得した形跡は見当たらず、申立期間は未加入期間であり、これは、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録とも一致しており、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえない。

また、国民年金の未加入者に対して、行政側が納付書を発行し保険料を収納するとは考え難い上、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、当時の事務処理として昭和 61 年 4 月の国民年金法改正に備え社会保険庁（当時）は、60 年 8 月 31 日時点で任意加入している被保険者に対し、61 年 1 月 31 日を期限として「国民年金任意加入被保険者現況届書」の提出

を求めていたところ、申立人にはその記憶が無い。また、上記届書を提出した任意加入被保険者の第3号被保険者への種別変更届出処理は、同年4月中旬から同年5月上旬にかけて一括更新されているのに対し、申立人が第3号被保険者となる事務処理は同年6月20日に行われていることがオンライン記録により確認できることから、申立人は、申立期間について、国民年金の任意加入被保険者資格を喪失していたものとするのが自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするとはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 1 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から同年 8 月まで

私は、昭和 39 年 12 月*日に婚姻し、A町に転入したのを契機に、義母が国民年金の加入手続及び保険料を納付してくれていたと思う。申立期間が未納とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 12 月*日に婚姻し、A町に転入したのを契機に、申立人の義母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出される国民年金手帳記号番号は申立人に対して 40 年 8 月 17 日に払い出されていることが確認できることから、当該払出し時点において、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能である。

しかしながら、改製原戸籍及びその附票によると、申立人の婚姻年月日は申立人が主張している昭和 39 年 12 月*日ではなく 40 年 7 月*日と記録されている上、申立人は同年 7 月にA町に転入していることが確認できることから、「婚姻を契機に、A町で義母が保険料を納付してくれていた。」とする申立人の主張には不自然さはないものの、申立人は、婚姻日を誤って記憶しており、戸籍上の婚姻日以降の同年 9 月の国民年金保険料から納付を開始したものと考えるのが自然である。

また、国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、昭和 39 年度及び 40 年度の摘要欄には、当該年度の保険料が未納であったため催告が行われたことを示す「未カード済」と記載されている上、申立期間については、納付期限を過ぎて保険料を納付できなかったこと示す「時効消滅」と記載されており、

当該期間の国民年金保険料の納付があったことを示す記載が確認できない。

さらに、A町の国民年金被保険者名簿においても、昭和39年度の納付月数欄には納付期限を過ぎて保険料を納付できなかったこと示す「時効消滅」、40年度の納付月数欄には申立期間より後の40年9月から41年3月の期間の保険料の納付があったことを示す「7」と記載されていることが確認でき、この記録は、上述のとおり、国民年金被保険者台帳（旧台帳）の記録とも一致していることから、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付してくれていたとする申立人の義母は既に亡くなっていることから、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等が不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1062

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月20日から31年12月31日まで
A社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたとしているが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所の事業主及び役員は連絡先が不明であり、事業所の厚生年金保険の適用、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで
② 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで
③ 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 8 月 1 日まで

A社に昭和 40 年に入社し平成 14 年に退職するまで、給与は一度も下がったことがなかった。しかし、日本年金機構から郵送された記録は、標準報酬月額が低くなっている箇所があり納得できない。

申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間の給与が減額されたことは一度もないことから、申立期間①、②及び③の標準報酬月額が前後の期間と比べて低くなることは考えられないと申し立てている。

しかし、A社の厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間①、②及び③の標準報酬月額は、申立人と同期入社した複数の同僚の標準報酬月額と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、A社グループの人事総務などを担当しているB社から提出された申立人に係るA厚生年金基金の加入員適用記録照会により、申立人の申立期間①、②及び③を含む加入期間全ての厚生年金基金の標準給与月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、B社は、当時の賃金台帳を保管していないと回答しており、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料を確認することができない。

加えて、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、それらの記載内容に不自然な点は見られない。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①、②及び③についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月から 35 年 5 月まで
親戚の紹介でA事業所に入社し、約1年の住み込み期間を含む2年余りの期間勤務したのに厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所の所在地及び複数の同僚の氏名を記憶しているものの、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票において被保険者記録の確認できる複数の同僚に照会しても、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について、具体的な供述や関連資料を得ることはできなかった。

また、同事業所が提出した申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額定時決定通知書」において、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票において、申立期間を含む前後の期間に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考えられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1065

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 3 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 3 月 3 日にA事業所に就職し、45 年 3 月 1 日までB職として勤務した。申立期間と、厚生年金保険の加入記録が確認できる 44 年 6 月 1 日以降とは何ら変わりなく勤務しており、どこがどのように違うのか分からない。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するC証明の履歴書を見ると、申立人が申立期間において、A事業所でB職として勤務したことが認められる。

しかし、A事業所の事業を継承するD機構は、「B職の厚生年金保険への加入については、各事業所の裁量に委ねられており、すぐに加入させていた場合もあれば、1年程度経過してから加入させていた場合もあった。」としている。

また、A事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と同学年で申立人と同様にA事業所において、昭和 44 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45 年 3 月 1 日に被保険者資格を喪失している者が6名いることが確認できることから、申立期間当時、A事業所では、入社後すぐに加入させていない状況がうかがえる。

さらに、D機構では、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況を確認できない。

そのほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで
A市にあったB社で申立期間に勤務していたのに厚生年金保険の加入記録が全くないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社の申立期間当時の事業主の証言から、申立人が申立期間において、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、当時の事業主及び申立人によると、当該事業所の従業員は、社長のほかに申立人及び非常勤職員一人の合計三人であり、当時、適用事業所の要件には常時5人以上が使用されていることが必要であり、当該事業所は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていなかったものと推認できる。

さらに、当時の事業主は、「B社は厚生年金保険の適用事業所になったことはないので、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したことはない。私は、当時、国民年金と国民健康保険に加入していた。」と証言しており、事実、オンライン記録により、当時の事業主は昭和 51 年 6 月 21 日から 60 年 10 月 14 日まで国民年金に加入していたことが確認できる。

加えて、申立人には給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 5 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
昭和 16 年頃に A 社に入社し、25 年まで勤務した。

会社からもらった年金手帳には、厚生年金保険の「初めて被保険者となった日」は昭和 18 年 5 月 1 日と書かれているのに、私の年金記録が 19 年 10 月 1 日からとなっているのはおかしい。

A 社は、「物の製造加工事業」であるし、私自身も入社当初からずっと技術職であり、一般の事務職員であったことはないので、事務手続上のミスではないかと思う。

調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 18 年 5 月 1 日に健康保険の被保険者資格を取得していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、同被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険の資格取得日として主張する昭和 18 年 5 月 1 日という日付は、健康保険の資格取得日欄にのみ記録されており、労働者年金保険の資格取得日欄には日付の記録が無い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、同社における資格取得日は、昭和 19 年 6 月 1 日と記録されている上、同日から同年 9 月 30 日までの期間は事務手続の準備期間であったため保険給付及び費用の負担に関しては、被保険者期間に算入しない期間であることを示す「㊟」の表示が確認できることから、申立人が申立期間において労働者年金保険の被保険者となっている事実がうかがえない。

さらに、同社において厚生年金保険記号番号が申立人と連番である 34 人

の記録を厚生年金保険被保険者台帳索引票において確認したところ、記録が確認できない二人を除く全員の資格取得日は、申立人と同様に昭和 19 年 6 月 1 日と記録されていることから、申立人の資格取得日の記録に不自然さはない。

加えて、申立人は、同社において、技術職であったとしているが、労働者年金保険制度及び昭和 19 年 10 月の厚生年金保険制度創設の際の資料において、労働者年金保険法ではいわゆる肉体労働者が被保険者としての対象であることから、申立人は職種からみても労働者年金保険の被保険者に該当する取扱いがされていたとは考え難い。

また、申立人は、所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日」が昭和 18 年 5 月 1 日と記入されていることから、記録の訂正を主張するものの、申立人の年金手帳に記載された日付は健康保険の資格取得日であること、その手帳は、申立期間当時のものではなく、後に作成されたものであることから、その手帳の記録をもって、事業主が申立人の被保険者資格の取得日を同日とする届出を行ったとは考え難い。

このほか、申立人が、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。